平成27年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管 労働保険特別会計(労災勘定)

(単位:百万円)

								(単位:百	<u> 力円)</u>
区分				前年度以前発生債権分		計		備考	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	加力	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)		1	0	16	8	17	8	損害賠償金債権	6
	徴収官事務規程 条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	-	1, 237	732	1, 237	732	損害賠償金債権	479
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)		-	-	1	0	1	0	損害賠償金債権	0
	徴収官事務規程 条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	3	22	1, 164	1, 035	1, 167	1, 057		
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、か つ、援用の見込み)	-	-	1, 090	969	1, 090	969	損害賠償金債権	804
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	1	0	1	2	2	3	損害賠償金債権	3
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額 が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	8	2	8	2	損害賠償金債権	1
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	2	22	62	43	64	65	損害賠償金債権	63
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	_	_	3	16	3	16	損害賠償金債権	16